

長崎市地球温暖化対策実行計画の実現に向けた連携協定書

長崎市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社長崎支店（以下「乙」という。）は、甲が策定した『長崎市地球温暖化対策実行計画』の実現に向け、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図ることにより、甲が策定した『長崎市地球温暖化対策実行計画』の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し、協力するものとする。

「長崎市地球温暖化対策実行計画（2050年カーボンニュートラル）実現に向けた取り組みに関すること」

(1) 自動車使用における脱炭素化の推進

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

(3) 家庭及び事業活動における脱炭素化と環境教育の推進

甲と乙は、上記に掲げるもののほか、双方が必要と認める事項について連携協力をを行うものとする。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

3 甲と乙は、第1項に定める事項の具体的な連携項目及び取組内容等について、別途協議のうえ、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、以後同様に更新するものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び本協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の非公表の情報を第三者に開示、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手の書面等による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月30日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市長

田中高久

乙 長崎県長崎市城山町3番19号

九州電力株式会社

執行役員長崎支店長

下田政彦